

京都市訓令甲第 6 号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月25日

京都市長 門川 大作

本則表以外の部分中「免除」の右に「(以下「減免」という。)」を加える。

表備考以外の部分中「減額又は免除」を「減免」に改め、同表(1)の項中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改め、同表(4)の項中「47,700円」を「基準額」に改め、同表(5)の項中「47,700円」を「基準額」に、「58,600円」を「基準額に10,900円を加えて得た額」に、「第1項」を「(1)の項」に改め、同表備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 「基準額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。この場合において、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の年齢は、減免を受けようとする年度の前年度の12月31日における年齢とする。

(1) 26,400円に、本人と同一の世帯に属する16歳未満の扶養親族の数(本人を除く。)に21,300円を乗じて得た額を加えた額

(2) 本人と同一の世帯に属する16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)